



申請要項

# 赤い羽根共同募金 平成28年度地域配分（B配分）

## ～助成金申請の手引き～

**東京都共同募金会稲城地区配分推せん委員会**

**（事務局：社会福祉法人稲城市社会福祉協議会）**

お問い合わせ・お申し込み先

所在地：〒206-0804 稲城市百村7番地

電話：042-378-3800 FAX：042-378-4999

URL：<http://inagishakyo.org>

E-mail：[vc@inagishakyo.org](mailto:vc@inagishakyo.org)

## 1 助成の目的

赤い羽根共同募金により、市内でお寄せいただいた寄付金の一定割合をその地域で活用することを目的としています。地域性の高い施設・団体が行う地域福祉を推進するための具体的な事業に対して助成を行い、稲城市の地域福祉の向上を図ります。

## 2 応募資格

稲城市内に所在する地域福祉の推進を目的とする事業を行う各種民間社会福祉施設、団体など。（事業の開始から1年以上を経過していること）

- (1) 児童厚生施設（児童館）
- (2) 保育施設（保育室・認証保育所を含む。）
- (3) 障害者の就労及び地域生活支援を行う施設・団体
- (4) 社会福祉関係通知等による施設
- (5) その他（地域福祉の推進を目的とする団体で、稲城地区配分推せん委員会において認められたもの）

※ 会社法人が経営する団体は対象になりません。



（注）稲城地区配分推せん委員会とは？

共同募金（赤い羽根共同募金と歳末たすけあい運動）により集められた募金を、地域のニーズに沿って配分するために平成23年度に設立された委員会です。公募により申請を受け、地域福祉ニーズと照らしながら配分の必要性や優先度などを検討し、東京都共同募金会に推せんします。

## 3 助成対象事業（平成29年度に実施する事業）

- (1) 備品整備（原則として日常的に使用するものとし、消耗品は除く。事務管理用備品は対象外）
  - ① 利用者の生活のためのもの
  - ② 利用者の生活・就業訓練・作業等で使用するもの
  - ③ 稲城地区配分推せん委員会で認めたもの
- (2) 小破修理（賃貸物件に係るものは対象外）

利用者が使用する建物などの扉、窓や床、トイレなどの小規模な修理や改修
- (3) 研修・講習会など（利用者一人につき1回、一貫した目的を持った1事業）
  - ① 利用者の日常生活訓練に資するもの（宿泊訓練含む）
  - ② 利用者の社会生活訓練に資するもの（交流事業含む）
  - ③ 利用者の生活力向上のための講座、健康診断など

## 留意事項

なお、申請にあたっては、次の事柄もご確認ください。

- (1) 地域福祉の向上に資すると判断され、寄付者の信頼にも十分に答えられる事業であること
- (2) 施設・団体維持のための運営費（家賃・光熱水費・人件費など）ではないこと
- (3) 平成29年度に購入、実施する事業であること（平成28年度の配分決定以前に購入・実施するものは対象となりませんのでご注意ください。）
- (4) 申請は1施設・団体につき、内容などで括ることができる目的を1つとした1事業に限ること（例：目的の異なる2つ以上の備品整備事業や、備品整備と宿泊研修を合わせたの申請はできません。）

## 対象外事業

下記の事業は助成の対象となりません。

- 社団、組合など構成員の互助共済を主目的とする事業
- 政治、宗教などに利用されている傾向がある事業、または営利のために行っているとみなされる事業
- この助成金以外の収入が期待でき、実施が可能な事業
- 経営の基礎や管理の状況に安定性や継続性の乏しい事業や地域住民からの信頼性に欠ける事業
- 共同募金助成金であることが明示できない事業
- 公的補助金または他の助成団体の助成金により実施される事業の自己負担分
- 介護保険事業（ただし、介護保険対象外の地域福祉事業への助成についてはご相談ください。）

### 【対象事業参考例】

- 1 備品整備（原則5年以上の使用が見込まれるもの 消耗品は除く。）

利用者が日常的に使用するもの（利用者のためのもの）	
電化製品	テレビ、DVDレコーダー、掃除機、全自動洗濯機、冷蔵庫、エアコン など
家具・備品	テーブル、いす、棚、ソファベッド、自転車、布団 など
教材・遊具	絵本、遊具、玩具、プール、一輪車、三輪車 など
衛生・環境関係	殺菌乾燥庫、空気清浄機 など
利用者の就業訓練、作業等で使用するもの	
作業備品	作業台、調理機器、陳列棚、ショーケース など

- 2 小破修理

畳表替え、トイレ・ベランダ・窓・床・浴室などの改修・補修、内装工事、園庭整備、柵の補修 照明器具の交換、エアコンの洗浄、門扉修理、飛散防止フィルム施工 など
---

### 3 研修・訓練・交流事業等

利用者の生活のためのもの（利用者1人につき1回）	
日常生活力向上に資するもの	宿泊訓練、サマーキャンプ、日帰り研修 など
社会生活力向上に資するもの	社会見学、農業体験、地域交流会、納涼祭 など
生活力向上のための取組み	音楽療法、スポーツ・文化活動 健康診断など

#### ※ 対象としないもの

事務用品（職員が使用するもの）	パソコン、カメラ、コピー機、書庫、事務机 など
日常的に使用しないもの	防災備品、防犯備品 など
職員を対象とするもの	研修会参加費、健康診断、宿泊費、保険料 など
施設・団体の維持のための運営経費	家賃、光熱水費、常用職員の人件費、各種リース料 など
配分対象備品の間接的経費	備品処分費・リサイクル費、送料、修理保証費 など

## 4 助成の金額

10万円から30万円（1万円未満切り捨て）

- (1) **配分申請金額は、申請事業費の75%が上限です。**
- (2) 配分申請金額が、10万円未満の場合はご相談ください。
- (3) 配分申請額が、そのまま配分決定額とはなりません。稲城市内の募金額や申請状況、審査により配分の可否・配分決定額が決まります。

## 5 申請の手続き

### (1) 申請書式

「地域配分（B 配分申請書）」を、記入要領・記入例をご確認のうえご記入ください。

※ 「地域配分（B 配分申請書）」及び記入要領・記入例は、稲城市社会福祉協議会で配布するほか、稲城市社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

### (2) 添付書類

- ① 備品整備、小破修理の場合は、見積書（定価及び値引き額の記載のあるもの。インターネットの見積もりも可 カタログ不可）の写し。（見積記載項目により、対象外とされる項目もあります。例：備品更新時の「旧備品等処分費」、内容が不明な「諸経費」、「リサイクル費」等所有者が負担すべきもの）
- ② 研修・講習会など見積書が添付できない事業については、施設・団体の責任者名をもって作成した実施計画書（収支予算書を含む）を添付してください。

※ 書式は自由です。

- ③ 定款・会則または設立趣意書
- ④ 役員名簿または会員名簿
- ⑤ 前年度の収支決算書及び事業報告書

} 提出できない場合はご相談ください。

(3) 申請書提出期限

平成28年10月28日（金）必着

**留意事項**

- 申請書のご提出にあたっては、この申請要項及び別紙記入要領・記入例を、よくお読みくださいますようお願いいたします。
  - 書類に不備がある場合、申請書を受付けない場合があります。
  - 審査の結果、事業内容の変更を条件として助成を行う場合があります。
  - 申請多数の場合、過去に連続した助成実績のある団体については、申請をお断りする場合があります。
  - 複数の施設（事業）を運営する法人で、複数の施設（事業）から「地域配分（B配分）」の申請をされる場合は、法人でお取りまとめください。
  - 稲城地区配分推せん委員会が必要と認めた場合は、申請団体によるプレゼンテーションを求める場合があります。
- ※ ご不明な点は事務局まで、お気軽にご相談ください。

(4) お問い合わせ・お申し込み先

東京都共同募金会稲城地区配分推せん委員会（事務局：稲城市社会福祉協議会）

〒206-0804 稲城市百村7番地 稲城市福祉センター内 稲城市社会福祉協議会  
電 話：042-378-3800 FAX：042-378-4999  
U R L：http://inagishakyo.org  
E-mail：vc@inagishakyo.org

(5) 手続きの流れ

**申請書の入手** ⇒ **申請書類の作成** ⇒ **申請**

⇒ 稲城地区配分推せん委員会（審査、東京都共同募金会に推せん）

⇒ 東京都共同募金会（理事会・評議員会で決定）

⇒ 結果の通知 ⇒ 助成金の交付 ⇒ **助成事業の実施** ⇒ **事業報告**

※  は、申請者が行う部分です。

## 6 助成の決定

提出された申請案件は、東京都共同募金会稲城地区配分推せん委員会の「評価基準」により審査を行い、助成の可否、助成額を決定し、東京都共同募金会に結果を送付します（最終決定は、東京都共同募金会が行います）。

助成決定は、平成29年3月下旬に文書をもって通知します。助成金の交付は平成29年6月を予定しています。

### ※ 評価基準について

- (1) 申請事業の緊急性
- (2) 事業効果（利用者、または市民の福祉向上に寄与しているか）
- (3) 申請団体の地域福祉への貢献度
- (4) 募金者（市民）の理解

## 7 助成金であることの明示

この助成金は、毎年多くの市民の皆さまからお寄せいただいている赤い羽根共同募金を財源として活用しています。そのため、助成事業実施の際には、「赤い羽根共同募金受配」などの明示をしていただく必要があります。

## 8 助成事業完了の報告

助成を受けられた場合、使途報告書を直ちにご提出いただきます（この報告書の内容は、共同募金会のホームページで公開されます。）。

※一法人で複数施設の配分が決定された場合は、その全施設分の使途報告書を当該法人にてお取りまとめのうえ、ご提出ください。

※使途報告書をご提出されない場合、翌年度以降の助成申請をお断りする場合がありますので、ご承知おきください。

## 9 その他

- (1) 「地域配分（B配分）」と「全都配分（A配分）」を、同じ年度に申請することも可能です。
- (2) 助成団体には、同じ共同募金である歳末たすけあい運動の募金活動（街頭募金・バザー等）へのご協力をお願いいたします。（任意）